

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エルサルバドル	エルサルバドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	430,000 千円 -----	2017.11.6 グアテマラシティ (2018.6.22)	日本側 樋口和喜在エルサルバドル大使 エルサルバドル側 ウゴ・ロヘル・フルテイネス・ボニージャ外務大臣	2021.1.21 24号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。

(注3) 日付については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。